

(様式－ 5 7)

## 維 持 管 理 確 認 書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市水道事業管理者

申 込 者

住 所

氏 名

⑩

直結増圧給水の実施にあたり、次の事項を確認し了解いたします。

### 1. 水道使用者への周知

次の事項について、水道使用者等に周知するとともに、水道部に苦情を申し立てないこと。

- (1) 停電や故障により増圧装置が運転停止したとき、または工事、事故、その他の非常事態により断水や出水不良が発生したときは、1階に設置している非常用給水栓を使用すること。
- (2) 増圧装置を設置した場合は、受水槽のように貯留機能がないため、水道部の配水管工事、水道メーターの取替時は、水の使用ができないこと。
- (3) 増圧装置の異常、故障等の緊急時に備え、管理責任者、委託管理業者の連絡先を記した表示板を設置すること。

### 2. 維持管理

増圧装置及び減圧式逆流防止器の機能を適正に保つために、委託管理業者により年1回以上の保守点検を行うこと。

### 3. 所有者の変更の届出等

給水装置の所有者に変更があったときは、速やかに水道部に届け出るとともに、この誓約書の内容を継承すること。

### 4. 管理責任者等の変更の届出等

管理責任者または、委託管理業者に変更があったときは、速やかに「直結増圧給水装置（給水支管含む）維持管理届」を提出すること。

### 5. 配水管の水圧変動

配水管の水圧変動により、増圧装置が稼働しない場合があることについて、水道部に一切の異議申し立てしないこと。

### 6. 苦情等の処理

増圧装置に起因する苦情等については、当方の責任において適切に処理すること。